

平成 28 年 5 月

浄化槽管理者（設置者）各位

新潟県指定検査機関

一般財団法人新潟県環境分析センター

浄化槽の法定検査手数料改定について（お知らせ）

浄化槽管理者の皆様には、日頃から浄化槽の保守点検・清掃及び法定検査受検に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当センターでは新潟県の指定検査機関として、浄化槽の法定検査を実施しています。本検査手数料につきましては、平成 14 年から据え置いてまいりましたが、消費税率の改定や、諸物価の上昇に伴い、経費の増加が避けられない状況です。

このため、新潟県では下記のとおり検査手数料を改定し、平成 29 年 4 月 1 日から新たな手数料で検査を実施させていただくこととなりました。

検査手数料改定について御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

○法定検査手数料（非課税）

《平成 29 年 3 月 31 日まで》

浄化槽の規模	21～50 人	51～200 人	201～500 人	501～2000 人	2001 人以上
7 条検査	12,600 円	18,800 円	23,600 円	26,600 円	31,000 円
1 1 条検査	8,600 円	12,600 円	16,000 円	18,800 円	22,000 円



《平成 29 年 4 月 1 日から》

浄化槽の規模	21～50 人	51～200 人	201～500 人	501～2000 人	2001 人以上
7 条検査	12,900 円	18,800 円	23,600 円	26,600 円	31,000 円
1 1 条検査	8,600 円	12,600 円	16,000 円	19,200 円	22,000 円

※検査手数料の改定内容については、平成 28 年 3 月 22 日付けで新潟県から承認されたものです。
(新潟県告示第 348 号)

○検査機関お問い合わせ先

〒950-1144 新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1
一般財団法人新潟県環境分析センター
TEL 025-284-6502（浄化槽部門直通）
TEL 025-284-6500（代表）

○行政お問い合わせ先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県県民生活・環境部 廃棄物対策課
TEL 025-280-5160